

4月は「埼玉葛えせ同和行為対策強化月間」

えせ同和行為を排除しましょう!!

《えせ同和行為とは》

部落差別の解決を口実に、個人、企業、行政機関などに対して、「図書等物品購入の強要」や「寄付金・賛助金の強要」などの不法、不当な行為や要求をする行為です。



※部落差別とは

・「被差別部落に住んでいる」あるいは「被差別部落に生まれた」という理由で、結婚、就職などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出された、我が国固有の重大な人権問題です。

・「部落問題」「同和问题」とも言われ、差別は現在もなお存在しています。

・平成28年12月16日には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、令和4年7月8日には埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例が施行されました。国をあげて同和问题の解決に向けた取組を推進しています。

幸手市を含む埼玉葛市町では

部落差別に対する誤った認識を植えつける「えせ同和行為」の排除を呼びかけ、部落差別に対する正しい理解が図られるよう人権教育・啓発活動を推進しています。

【問合せ】

幸手市総務部人権推進課

TEL 43-1111 (内線162)

幸手市教育委員会教育部社会教育課課

TEL 43-1111 (内線642)